

平成二十八年二月二日受領
答弁第八六号

内閣衆質一九〇第八六号

平成二十八年二月二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員長妻昭君提出厚生年金違法未加入二百万人問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出厚生年金違法未加入二百万人問題に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「救済措置」の意味するところが必ずしも明らかではないため、前段のお尋ねについてお答えすることは困難である。

また、御指摘の「本来の社会保険に加入できるとの法規定」の意味するところが必ずしも明らかではないが、過去に遡って厚生年金保険又は健康保険を適用した件数について把握していないため、後段のお尋ねについてお答えすることは困難である。

二について

お尋ねの健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第一百二条が適用された件数については、把握していない。